

8930 Vol.76

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



撮影 堀川将克 氏

暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

昨年春の異動により神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長に着任しました川端でございます。

県民の皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解と、ご支援を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年4月に施行された神奈川県暴力団排除条例につきましても、施行の日から起算して5年を経過し、条例の施行状況について検討を加えた結果、暴力団の資金獲得活動及び人的基盤構築の阻止に一定の効果は認められたものの、条例の施行から時間の経過により、規制逃れ行為が散見されるなどの課題が認められ、暴力団のいない、明るく住みよい神奈川県を実現するためには、暴力団排除を更に強化していく必要があるとの結論に至り、有識者懇談会やパブリックコメントを経て、より一層県民の声を反映した条例改正案を作成し、本年第1回県議会定例会に上程をしたところでございます。

改正案の概要は、

- ・暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大
少年の健全な育成を図るため、罰則により規制している暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域を拡大する。
- ・少年に対する悪影響の排除措置の強化

少年に対する悪影響を更に排除するため、暴力団員の少年に対する禁止行為を追加するほか、これらの禁止行為を防止するための措置を拡充する。



- ・共生者対策の強化

いわゆる「暴力団排除条項」について、暴力団は共生者等を利用し、契約手続きをしていることから、こうした規制逃れを防止する措置を講ずる。

- ・暴力団からの離脱促進の規定の追加

暴力団からの離脱を促進するため、県が必要な措置を講ずる旨の責務規定を追加するであります。

条例改正案が可決された場合は、公布から約3か月の周知期間を経て施行することとなります。

県警察は、今後も、取締りを強化するほか、暴力団対策法や暴力団排除条例を活用し、組織の弱体化・壊滅を図るとともに、県民の皆様をはじめ、神奈川県暴力追放推進センターや、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会としっかりと連携を図りながら、社会から暴力団を排除すべく、総合的な暴力団排除対策を強力に推進してまいりますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国暴力追放功劳者表彰受賞

平成29年11月28日、東京の明治記念会館において「暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放榮譽金章

相川 文五郎 様
金沢区暴力団排除対策推進協議会 会長



暴力追放榮譽銀章

澤田 英樹 様
川崎臨港暴力団排除対策推進協議会 会長



暴力追放榮譽銅章

岩本 敏男 様
平塚市暴力追放推進協議会 会長



暴力追放榮譽銅章

山口 光正 様
厚木警察署管内暴力団排除推進協議会 会長



関東管区内暴力追放功劳表彰

平成29年9月22日

個人功劳表彰

關 進 様
川崎暴力団排除対策推進協議会 会長

白井 文雄 様
宮前暴力団追放推進協議会 会長

団体功劳表彰

株式会社マルワ開発 代表取締役 佐藤 和義 様

三崎暴力団排除対策推進協議会 会長 篠田 和也 様

第4回 賛助会セミナーの開催

平成30年2月16日、横浜情報文化センター「情文ホール」において、「第4回賛助会セミナー」を開催しました。

セミナーでは、神奈川県警察本部暴力団対策課暴力団排除対策室長から、「最近の暴力団情勢等について」の講話に続いて、同対策室課長補佐から、「神奈川県暴力団排除条例の改正及び運用の改善等について」の講演がありました。

その後、DVD(暴力団がやってきた!)を上映して、暴力団による不当要求等の実態と対応要領等を学んでいただきました。



民暴研究会の開催

平成30年2月6日、平成29年度民事介入暴力対策研究会を開催し、民事介入暴力対策委員会の弁護士から、厚木暴力団事務所使用差止請求訴訟における議題「厚木事件の進捗報告と課題について」の考察と、県警察から、「神奈川県暴力団排除条例の改正及び運用の改善等について」の解説が行われ、研究会の充実を図りました。



定例理事会の開催

平成30年2月23日、平成29年度定例理事会を開催し、次年度の事業計画・収支予算書(案)、使用差止請求訴訟の経過報告と今後の方針などについて審議し可決承認されました。



賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

あ 行	(一社)綾瀬市建設業協会	た 行	中央総業(株)		
	(株)アスマイル		東都熱工業(株)		
	荒井商事(株)		(株)トレミール		
	アマノマネジメントサービス(株)		(株)東京スター銀行		
	(株)アサンテ		(株)東亜環境コーポレーション		
	(一社)厚木市建設業協会		特定非営利活動法人 任意後見利用促進協会		
	(株)阿賀野商事		トヨタカローラ横浜(株)		
	(株)アイル		東京ガスエコモ(株)		
	(株)インプラントイノベーションズ		な 行	ナイスコミュニティ(株)	
	SGSジャパン(株)			日本郵便輸送(株) 南関東支社	
	大野産業(株)			日本たばこ産業(株) 神奈川支社	
	オルソリバース ORTHOREBIRTH(株)			日総工産(株)	
	か 行			神奈川県民共済生活協同組合	日本インジェクタ(株)
				神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会	日本KFCホールディングス(株)
神奈川県自動車販売店協会		は 行		(株)富士達	
神奈川県信用保証協会				(株)富士通トータル保険サービス	
神奈川相互交易(株)				(株)フジタ横浜支店	
神奈川県自動車交通共済協同組合				プラウドライフ(株)	
(株)かんぼ生命保険南関東エリア本部		(株)ベンハウス	ま 行	(株)丸八真綿	
(株)かんぼ生命保険横浜支店		(株)三菱電機ライフネットワーク			
(株)かんぼ生命保険橋本支店		明誠建設(株)			
(株)かんぼ生命保険川崎支店		メトロレミッタンスジャパン(株)			
(公社)神奈川県産業資源循環協会		守谷輸送機工業(株)	や 行	(株)ゆうちょ銀行南関東エリア本部	
川崎市信用保証協会		UR都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会			
神奈川県軽自動車協会		横浜低温流通(株)			
神奈川県農業信用基金協会		横浜市鶴見スポーツセンター			
神奈川県行政書士会相模原支部	横浜市神奈川スポーツセンター				
コネクシオ(株)ドコモショップ相模原店	横浜市都筑スポーツセンター				
さ 行	サンエス技研(株)	横浜市西スポーツセンター			
	篠竹興業(株)	横浜市栄スポーツセンター			
	新明和工業(株)	横浜市中スポーツセンター			
	新日建基(株)	横浜市戸塚スポーツセンター			
	JFEエンジニアリング(株)ガス事業部導管建設部	横浜市港南スポーツセンター			
	ジェイリース(株)横浜支店	横浜市南スポーツセンター			
	新明和オートエンジニアリング(株)	横浜市金沢スポーツセンター			
	生命保険協会神奈川県協会	横浜市瀬谷スポーツセンター			
	世紀東急工業(株)横浜支店	横浜市保土ヶ谷スポーツセンター			
	相鉄ホールディングス(株)	横浜市磯子スポーツセンター			
	損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所	横浜市旭スポーツセンター			
	(株)創和	横浜市泉スポーツセンター			
	た 行	(有)高橋商事	横浜市緑スポーツセンター		
		(株)タツミプランニング			
第一生命保険(株)					

※個人及び掲載希望のない企業等は除いております。

暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

● 開催日時

・平成30年**5月18日**(金) 午前10時～午後6時

● 開催場所

・神奈川県弁護士会館 横浜市中区日本大通9

● 相談方法

・電話又は当会館へご来所の上で相談(無料)



● 相談対応

・暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家(警察、弁護士、暴力追放推進センター)が、相談に応じます。

※電話番号等は5月上旬にホームページ等でお知らせします。
(神奈川県暴力追放推進センター <https://boutsui-kanagawa.com/>)

平成30年度暴力追放県民大会のご案内

● 開催日時

・平成30年**9月5日**(水) 午後2時～午後4時

● 開催場所

・神奈川県民ホール(大ホール) 横浜市中区山下町3-1

● 次第

第一部

- ・主催者挨拶
- ・表彰
- ・来賓祝辞
- ・来賓紹介
- ・大会宣言

第二部

- ・警察音楽隊演奏・ステージドリル
- ・演劇等



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ
 ☎045-663-8930 ヤクザゼロ